

令和7年度 第1回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和7年4月25日(金)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和7年4月25日 午後1時30分		
	閉会	令和7年4月25日 午後2時45分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	△	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田淵 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	○	
	会議録署名委員	3番	瀬戸由紀子	5番
出席した事務局	事務局長	事務局員	加藤、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第1回総会会議録

令和7年4月25日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

- 議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中5名が参加しているため、開催の要件を満たしています。
- 事務局 : それでは農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。
- 事務局 : 農地法3条の規定による許可申請について説明します。
- 申請地は、[]の []㎡です。
- 譲渡人の [] から譲受人の [] へ所有権を移転します。
- 2ページから9ページが申請書です。それでは2ページの2許可を受けようとする土地の所在等をご覧ください。今回申請地を実売価格 [] 円、10aあたり約 [] となっております。
- 5ページをご覧ください。 [] は申請地で柑橘類(レモン)を作付け予定です。
- 現在、耕運機1台と草刈り機1台を保有しています。リースではないですが、磯崎加代子委員からトラクターを貸していただけるそうなので、耕起する上で問題がないことと思われます。
- [] の自宅から農地までは500m、徒歩7分以内のため、毎日仕事前と仕事後に管理することが出来ると聞いています。
- 6ページをご覧ください。農作業への従事状況については、 [] は現在 [] として働いており、 [] の管理や自宅庭で野菜を栽培しているほか、ボランティアで [] の草刈りを行っている聞いています。
- [] は [] と同居しており、野菜栽培を手伝っているそうです。
- 7ページをご覧ください。地域との役割ですが、用水路の清掃活動には積極的に参加していくとのこと。
- 10ページが全部事項証明書です。
- 11、12ページが位置図と拡大図です。地図上で [] の右側にあることがわかります。
- 13ページが公図兼写真方向図です。
- 14、15ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。平坦ですぐそばに水路があることを確認しました。④の写真はレモンを植え付け後の写真です。以上です。
- 議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。
- 石田推進委員 : [] なので水路は整備されており耕作しやすいと思います。
- 議長 : 何か意見はありますか。
- 室伏委員 : 自宅の場所が記載されていないので距離がつかめない。
- 事務局 : 5月か6月に [] 関係で申請があるため、その時には自宅からの距離を示すようにします。申し訳ございません。

- 室伏委員 : 過去にも譲受人は申請をしているが、今回新たに農地を増やそうとした経緯は何か。
- 事務局 : 譲渡人から農地を相続したが、農業をしないので誰かに売りたいと相談があり、近くで農地を探していた譲受人とマッチングさせたという経緯です。
- 議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第1号は承認されました。続きまして議案第2号について説明願います。
- 事務局 : 議案第2号農地地法3条の規定による許可申請について説明します。
申請地は、[]の []m²です。
譲渡人の []から譲受人の []へ所有権を移転します。
17ページから24ページが申請書です。それでは17ページの2許可を受けようとする土地の所在等をご覧ください。申請箇所は []で譲渡されます。
今回の無償譲渡される理由については、譲渡人が耕作しないため、耕作放棄地になり雑草が生い茂ってしまうため、 []に権利を移転するものです。
20ページをご覧ください。 []は申請地で露地野菜を作付け予定です。現在、耕運機1台と草刈り機2台、トラクターを保有しています。
 []の自宅から農地までは車で30分程です。また申請地周辺には []が住んでおり農作業歴は50年、年間従事日数は250日とのことです。実質的な管理は []が行いますが、 []も週3日ほど実家に帰っており、農作業を行っているとのことです。
22ページをご覧ください。地域との役割ですが、清掃活動には積極的に参加していくとのことです。
25ページが全部事項証明書です。
26、27ページが位置図と拡大図です。 []に申請箇所があります。
28ページが公図兼写真方向図です。
29、30ページが和田推進委員に確認していただいた時の写真です。全体を柵で囲われていることを確認しました。以上です。
- 議長 : 現地を確認し和田推進委員から何かありますか。
- 和田推進委員 : 周辺の農地は耕作放棄地ばかりだがここは柵で囲われており、きれいにしてありました。
- 議長 : 何か意見はありますか。
- 高杉推進委員 : 譲受人は []でも耕作しているのか。
- 事務局 : 記載のある面積は山北町のみです。また、町の遊休農地調査にも載っていないため他の農地も適切に管理されていると思われます。
- 議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第2号は承認されました。続きまして議案第3号について説明願います。
- 事務局 : 31ページをご覧ください。議案第3号農地地法3条の規定による許可申請について説明します。

申請地は、[]の合計 []m²です。

譲渡人の [] から譲受人 [] へ所有権を移転します。

[] はかながわ農業サポーターという神奈川県独自の制度を利用しています。こちらは、農業者以外の方が農業に取り組むことにより、耕作放棄地を解消し農地の有効活用を目指すものです。サポーターになる方は、年間150日以上 of 農業従事日数や3年後から5年後に農産物販売目標50万円以上、営農面積目標10a以上30a程度などの条件や目標が定められています。

32ページから39ページが申請書です。それでは32ページの2許可を受けようとする土地の所在等をご覧ください。今回申請地を実売価格 [] 円、10aあたり約 [] となっております。

35ページをご覧ください。[] は申請地で露地野菜を作付け予定とのことです。現在、トラクター1台、耕運機1台、マルチカー1台を保有しています。

[] の自宅か申請地までは10km、車で10分。

36ページをご覧ください。農作業への従事状況について、[] の年間従事日数は150日。平日は仕事前の朝5時頃から農作業をしているとのこと。

また同居している [] も農作業に参加しており、同じく150日従事しているとのこと。

37ページをご覧ください。地域との役割ですが、用水路の清掃活動には積極的に参加していくとのこと。

40ページから43ページが全部事項証明書です。

44、45ページが位置図と拡大図です。地図上で [] の右側にあることがわかります。

46、47ページが公図兼写真方向図です。46ページは申請箇所①で、47ページは申請箇所②、③です。

48ページから51ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。①、②については申請箇所①の写真です。以前は、田として使用していたので、粘土質の土を取り除く必要があります。

③、④、⑤についてはブルーベリーが一部植え付けられていることを確認しました。

⑤、⑥、⑦については柑橘類2本が植えられていることを確認しました。

いずれの場所も平坦で水路がすぐそばにあるため耕作しやすい場所であることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。

石田推進委員 : 道も整備されており耕作しやすいと思います。譲受人の父もまだまだ体が動くのでこの先が楽しみではあります。[] はシカの被害が多いので柵等を適切に設置する必要があります。

議長 : その他何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第3号は承認されました。

4 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。次回は5月26日13時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということによろしくお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(14:45)